

1. 快適職場づくりが求められています

労働力人口の高齢化や女性の職場進出が進んでいる状況のなかで、高齢者や女性にとっても働きやすい職場環境が求められています。また社会が豊かになるにつれて、疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境を求める人が多くなっています。

2. 快適職場とは

快適職場づくりは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、労働大臣による「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）が公表されています。この「快適職場づくり」とは、法令等の基準を超えた高い安全衛生水準を自主的な目標として定め、その実現に向かって継続的に努力することです。

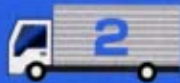
3. 快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、次の4つの事項が示されています。



作業環境

作業環境を快適な状態に維持管理するための措置



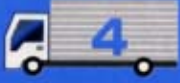
作業方法

労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置



疲労回復支援施設

作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備



職場生活支援施設

その他の快適な職場環境を形成するための必要な措置